
平成 22 年度税制改正に関する要望

日証協・平成 21. 11

本協会、投資信託協会、全国証券取引所は、本年 10 月に、「平成 22 年度税制改正要望」を取りまとめ、公表した（証券業報 10 月号参照）ところであるが、今般、金融庁等が実施した「平成 22 年度 税制改正要望に係る御意見の募集について」に対して、本協会から平成 22 年度税制改正に係る意見を提出した。

提出した意見の全文は以下のとおり。

<様 式>

金融庁総務企画局政策課金融税制室 税制改正要望 意見募集担当 宛

平成22年度税制改正要望に係る御意見

提出者名 (企業・団体の場合は部署名及び担当者名も記入のこと。)	日本証券業協会 政策本部 企画部 島村、金子、水野 (投資信託協会) (全国証券取引所)
住所 (企業・団体の場合は所在地)	東京都中央区日本橋茅場町1－5－8
電話番号	03－3667－8535
FAX 番号	03－3667－8010
電子メールアドレス	kikaku@wan.jsda.or.jp

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするため、現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を継続すること
【御意見の内容】	
i) 種別	☐ ①新しい税制措置に係るもの ☒ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☐ ①国税（税目：所得税、譲渡所得） ☐ ②地方税（税目：個人住民税）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法 9 条の 3、37 条の 10 など
iv) 御意見の詳細	少なくとも平成 21 年から平成 23 年までの間、上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益については、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするため、現行の軽減措置（税率 10%）及び確定申告を不要とする簡素な措置を継続していただきたい。
v) 措置を必要とする期間	少なくとも平成 21 年から平成 23 年までの 3 年間
vi) 理由（必要性・妥当性）	近年、わが国の株式市場における外国人投資家による上場株式の売買構成比が高まっており、外国人投資家の市場におけるプレゼンスが非常に大きくなっています。今般の金融危機に際し、日本株が危機の震源地である各国以上に大きく売り込まれている背景には、市場の厚みが必ずしも大きくないという問題が存在しており、個人投資家の育成は急務であります。 わが国の約 1,450 兆円といわれる個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は本年 9 月現在で約 10%と他の先進主要国と比べても、依然として相対的に低い水準となっており、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするためにも、個人投資家にとって簡素で分かりやすい本措置の意義は大きいものと考えます。 また、昨年の金融危機以降、日経平均株価は落ち着きを取り戻しつつありますが、本格的な景気回復には依然として相当の期間は必要であると考えられ、そのためにも本措置の継続は不可欠と考えます。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	- 個人投資家の参入を促し、市場の厚みをもたせることにより、ひいては企業の財務内容や年金運用資産の改善につながるため、わが国経済の回復が期待できます。 - 平成 21 年度税制改正により、既に措置済みであり、減収が見込

	まれるものではありません。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版ISA）の制度設計に当たっては、投資家の利便性及び証券会社等の実務に配慮した簡素なものとする事
【御意見の内容】	
i) 種別	☒ ①新しい税制措置に係るもの ☐ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☒ ①国税（税目：所得税） ☐ ②地方税（税目：個人住民税）
iii) 関係法律条項	—
iv) 御意見の詳細	平成 21 年度税制改正では、 ① 金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る 7 %（住民税とあわせて 10%）軽減税率が廃止され 15%（住民税とあわせて 20%）本則税率が実現する際に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。 ② 今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について更に検討を進め、平成 22 年度改正において法制上の措置を講ずる。 とされたところでありますが、この少額投資のための簡素な優遇措置（以下、「日本版ISA」という）を導入する場合、その効果を発揮するためにも、本措置は簡素で分かりやすく個人投資家に利便性が高い制度としていただきたい。
v) 措置を必要とする期間	—
vi) 理由（必要性・妥当性）	現在、我が国においては、約 1,450 兆円の個人金融資産の過半が現金・預金として保有されており、個人金融資産の保有状況を年齢別に見ると、60 歳以上の高齢者がその大部分（約 6 割）を保有し、株式・投資信託では、実に 7 割超を保有しています。一方、若年層ほど保有が少ないという傾向があります。若年層は、投資運用ニーズはあったとしても、住宅ローンや子供の教育費などの負担により、投資に回す余裕資金は少ないというのが一般的ではありますが、近年の金利水準から勘案いたしますと、家計の長期的な生活設計のためには投資を通じた金融資産形成が不可欠であると考えます。こうした若年層に株式・投資信託への投資に係るインセンティブを付与

	し、個人投資家の裾野を広げる税制を構築することが必要であると考えます。 日本版ISAは、非課税措置という性質上、個人投資家の故意による不正行為などは未然に防止する措置が必要ということは十分理解できるものですが、そのような措置により、口座開設時や確定申告時などに投資家等に過度な対応を求めることになると、(例えば、本措置により、1年間で100万円を投資した場合、配当利回りが2%と仮定しますと、その20%(4,000円)が非課税となる)費用対効果に見合わない制度となり、制度が利用されなくなるおそれがあります。 そのため、例えば、納税者番号制度の導入など個人を識別できるインフラの整備についても合わせて検討がなされ、効率的で個人投資家にとって利便性の高い制度となるようなものとしていただきたい。
vii) 効果(期待される効果・税収の減収見込額)	・「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものとしていくためにも日本版ISAは、長期投資へのインセンティブを与え、国民が資産形成を行う上で非常に重要なインフラになるものと期待されます。 ・本措置は、平成21年度税制改正において、金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る7%(住民税とあわせて10%)軽減税率が廃止され15%(住民税とあわせて20%)本則税率が実現する際に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設するとされており、本制度が新たな個人投資家の参画を意図したものであることを前提とすれば、税収の減収は見込まれないと考えます。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置
【御意見の内容】	
i) 種別	☒ ①新しい税制措置に係るもの ☐ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☒ ①国税（税目：所得税） ☐ ②地方税（税目：個人住民税）
iii) 関係法律条項	措税特別措置法第 37 条の 12 の 2 など
iv) 御意見の詳細	1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること 2. 特定口座において上記 1 に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること 3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること 4. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を 3 年間から 7 年程度に延長すること （注 1）上記 1 及び 2 を実施するに当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。 （注 2）公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債に係る損益通算については、公社債の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債を対象とすること。 （注 3）金融所得課税の一体化の進展に配慮した上で、納税者の利便性の向上や事務の負担を考慮し、納税全般の利便性向上に寄与する何らかの番号の活用について検討されることが望ましい。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	個人投資家が自らの判断で長期的に幅広く金融商品に投資することを可能とするためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきであります。さらに金融商品間の中立性に配慮し、個人投資家のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきであります。その

	ためには、実務的な課題を十分に検証したうえで、金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要があると考えます。 具体的には、株式等以外の金融商品から生じた譲渡損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが必要と考えます。 なお、金融商品間の中立性を確保する観点から、税率を均一にすべきとの指摘もありますが、配当については、依然として二重課税の問題も存在しており、例えば、配当所得の2分の1課税の方法による簡易な調整などを行うことも考慮し検討されるべきであります。 また、金融所得は、課税に敏感に反応する「足の速い」所得であることから、金融商品や所得の分類による税負担の違いをなくし、累進課税の対象となる所得に比べて低い税率で課税していくことが必要であります。 以上のことを踏まえ、証券市場へのリスクマネーの供給を促進するためには、損益通算の対象を幅広い金融商品に認めることを要望いたします。 また、投資家のリスク許容度を高める観点及び損益を確定させるための売買による市場への影響を考慮すると、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない損失の繰越も広く可能とすべきであり、主要諸外国では、既に無期限に損失繰越が認められているという状況も勘案し、損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を幅広く認めることを要望いたします。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	幅広い金融商品間の損益通算を認め、更には譲渡損失の繰越控除の期間を現行の3年から7年程度に延長することにより、個人投資家の投資リスクを軽減させ、資産運用を行う上で、リスクをとった選択を行うことが可能となり、バランスのとれた効率的な運用が可能となる。
viii) その他参考となる事項	本協会が本年、個人投資家約2,000人（有効回答数：1,095人）を対象に行った「平成21年個人投資家の証券投資に関する意識調査」では、損益通算が必要と感じる金融商品については、「公社債の利子や取引からの損益」（65.7%）、「公社債投資信託の分配金や取引からの損益」（68%）が高く、「預貯金の利子」（37.9%）が続いています。

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債及び地方債以外の公社債）の利子、償還差益について非課税とすること。また、同措置が講じられる場合には、非居住者・外国法人の受け取る振替国債及び振替地方債の償還差益についても非課税とすること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税、法人税） ②地方税（税目： ）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第5条の2、同法第67条の17第1項 等
iv) 御意見の詳細	海外主要国では、公社債の利子等について、非居住者等に対する源泉徴収はほとんど行われておりません。この非課税措置は、1984年にアメリカで導入されたことを皮切りにドイツ、フランス等の欧州諸国でも既に導入されております。これは、かかる税が国際的規模で行われる公社債投資の障害となり、資本の自由な流入を阻害すること、非居住者等の利子所得等はその本国において課税されることとなるため、二重課税に伴う煩瑣な外国税額控除の手続き等を解消することが望ましいこと等を考慮したものと考えられます。 一方、我が国では、円滑な流通及び円の国際化の観点から、非居住者等が受け取る振替国債及び振替地方債の利子については非課税措置が講じられていますが、他の一般公社債については、非居住者等の受け取る公社債利子には原則として15%の源泉徴収が課されております。この源泉徴収負担による投資採算の悪化のため、非居住者等は依然としてこれら公社債に対する投資を敬遠することにならざるを得ません。 これに加えて、流通上の問題もあります。我が国では公社債投資につき一定の金融機関等や公共法人等については、その所有期間に対応する利子に対して源泉徴収が免除されますが、このような公社債の取引過程に非居住者等が加わると、そのメリットが享受できなくなります。これにより、金融機関等は非居住者等が保有した公社債を購入することを避ける傾向にあり、非居住者等からみれば、仮に公社債を取得しても、これを適時・適切な価格で売却できないことになり、流通性の観点からも我が国への公社債投資を控えざるを得ません。 平成10年4月には全面改正された外為法が、また同年12月にはい

	わゆる金融システム改革法が施行され、また、社債等振替法に基づく、一般債（地方債、社債等）の振替決済制度が平成18年1月に開始されるなど、我が国公社債市場の位置付けはグローバル市場の一角として重要性を増すものと考えられますが、その一方で、成長著しいアジア諸国の金融・資本市場の重要性が高まり、我が国金融・資本市場の地位が相対的に低下しているとの指摘もございます。 こうしたアジアの金融・資本市場間の競争が激しくなる中で、我が国の公社債市場の地位を確保し、非居住者等に対する非課税措置により、我が国公社債への投資を容易にしていくことにより我が国経済の発展に寄与するものと考えます。 国際資本取引の円滑化及び国内公社債市場の活性化を図るとともに、税制の国際的な動向を考慮し、非居住者等の受け取る振替債（国債及び地方債以外の公社債）の利子については、非課税とすることを要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	【期待される効果】 非居住者等の我が国公社債市場への参加を促進により投資家層の幅が広がり、結果として我が国企業の円滑な資金調達に資する効果が見込めると考えられます。 【減収見込額】 70 億円程度
viii) その他参考となる事項	- 平成 11 年、振替国債（一括登録国債）の利子に係る非課税措置が講じられたことにより、非居住者等の公社債店頭売買高（TB・FBを除く。）に係るシェアが7.82%上昇しており、国債市場の流動性向上に寄与しております。 - 平成 19 年、振替地方債の利子に係る非課税措置が講じられたことにより、非居住者等の一般債店頭売買高（公社債店頭売買高）に係るシェアが2.44%上昇しており、地方債市場の流動性向上に寄与しております。 - 国債、地方債を除く非居住者等保有の公社債残高（平成 20 年 3 月末：速報値）…<u>3 兆 2,617 億円</u>（出所：日銀「資金循環統計」） 2008 年 3 月末における日本国債の非居住者等の保有残高…<u>47.3 兆円</u>（日本国債の発行残高 684.3 兆円）

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を恒久化又は延長すること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目： 所得税、法人税 ） ②地方税（税目： ）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第6条、同法第41条の13、同法第67条の17第2項
iv) 御意見の詳細	我が国企業による外債発行は、民間国外債の利子及び発行差金に対する非課税制度を基礎として拡大・発展し、我が国企業の資金調達の重要な柱の一つとなっております。同時に、これら社債は現在、海外の公私の投資者の重要な資産運用の対象になっています。 国際資本市場において社債が競争力ある商品として成立するためには、自国企業が外国において発行する公社債（民間国外債）の利子等に対して、国内源泉所得課税を行わないことが必須の要件であることから、アメリカ、イギリス等先進主要国では、国際資本市場における資金調達の重要性にも鑑みて、非居住者等の受け取る民間国外債の利子等の非課税扱いを一般化し、かつ、恒久化しております。このような状況の下で、仮に本制度が廃止されますと、非居住者等にとって、我が国企業の外債に対する投資魅力は著しく低下し、その発行が事実上不可能になると考えられます。 仮に、外債発行がストップすれば、我が国企業は、有力な資金調達先を失うという量的な問題が生じるだけでなく、内外の最も有利な市場において、様々な通貨により適時適切に資金調達を行う選択肢が奪われるため、調達コストの上昇も避けられません。 以上の諸点から、非居住者等への民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を恒久化又は延長されるよう要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。

vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	【期待される効果】 我が国企業の資金調達手段の拡大及び海外市場における我が国企業のプレゼンス向上に資する効果が見込めると考えます。 【税収の減収見込額】 80 億円程度
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等が利子計算期間の途中で外国法人から国外公社債を取得した場合において、当該国外公社債の利子のうち外国法人が所有していた期間に係る部分に相当する額についても、源泉徴収を不要とする措置を講じること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税、法人税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第3条の3第6項、租税特別措置法施行令第2条の2第5項、租税特別措置法（所得税関係）通達3の3-13
iv) 御意見の詳細	公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等が国外公社債の利子の支払いを受ける場合には、一定の要件を下に、所有期間に係る部分に相当する利子の額については源泉徴収が行われないこととなっております。 また、外国法人が国外公社債の利子（国内源泉所得に該当しないものに限ります。以下この項において同じ。）の支払いを受ける場合には、当該利子に係る源泉徴収が行われないこととなっております。 現行税法上、公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等が国外公社債について、利子の計算期間の途中で公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等から取得した場合には、当該国外公社債の利子に係る源泉徴収を不要とされる期間が通算されますが、外国法人から取得した場合には、利子に係る源泉徴収を不要とする期間は通算されないこととされています。 以上のような課税のアンバランスを解消するため、外国法人から国外公社債を取得した場合において、当該国外公社債の利子のうち外国法人が所有していた期間に係る部分に相当する額について源泉徴収を不要とする措置を講じることを要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。

vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	非居住者等の我が国公社債市場への参加を促進により投資家層の幅が広がり流通面の向上が期待できるほか、結果として我が国企業の円滑な資金調達に資する効果が見込めると考えられます。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	国内金融機関等が支払いを受けるケイマン法人等が発行する民間 国外債の利子について非課税措置を講じること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税、法人税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第6条第4項、同条第7項
iv) 御意見の詳細	平成20年度税制改正により、民間国外債の範囲として、外国法人が発行する公社債のうちその利子が国内において行われる事業に帰せられ、その支払いが国外において行われるものが追加されました。同時に、平成20年度税制改正前までは、国内金融機関等が受け取る民間国外債の利子については、一定の要件の下、非課税とされておりましたが、同改正により、ケイマン等の軽課税国に本店等のある法人により発行されたものは非課税対象となる民間国外債から除外されることとなりました。 このため、国内企業が発行した社債や国内企業向けのローン債権をリパッケージするためにケイマン等において特別目的会社（SPC）を設立し、当該ケイマン法人等が発行した国外公社債の利子の支払いを国内金融機関等が受ける場合、発行体であるケイマン法人等が日本支店を有する場合には、上述の平成20年度税制改正により非課税対象の民間国外債の定義に含まれることとなったため、非居住者等だけではなく国内金融機関等が支払いを受ける利子についても源泉所得税の対象となりました。 一方、当該国外公社債の利子の支払いを国内金融機関等が国内における保護預り機関を通じて受ける場合、租税特別措置法第3条の3第6項により、当該国外公社債の利子に係る源泉徴収が行われないこととなっております。 この結果、同じ国外公社債でありながら、当該国外公社債の保護預り機関が国内外のいずれに所在するかにより異なる課税関係となっております。 なお、源泉徴収義務者となるケイマン法人等の日本支店には、投資家である国内金融機関等に国外公社債の保護預りを国内で行うことを強制することができないため、当該国外公社債の利子に係る源

	泉徴収義務がないことを予め担保することができません。さらに、国外公社債の利子の受領の媒介等を行う外国の保護預り機関では、投資家である国内金融機関等が日本国内で当該国外公社債の保護預りを行っているか否かを確認する手続きを有していないため、ケイマン法人等の日本支店に源泉徴収義務があるか否かを確認できません。 このため、国内金融機関等が支払いを受けるケイマン法人等が発行する民間国外債の利子について非課税措置を講じ、保護預り機関が国内外のいずれに所在する場合であっても同一の課税関係とすることを要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	同上（「iv」）。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	振替国債等の利子の非課税措置を受けることができる適格外国証券投資信託の範囲を拡大すること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税、法人税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第5条の2第2項
iv) 御意見の詳細	現行税法上、一定の要件を満たす契約型の外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人が、その信託財産につき支払いを受ける振替国債等（振替国債及び振替地方債をいいます。以下この項において同じ。）の利子については非課税とする措置が講じられております。この非課税措置の適用を受けるものを適格外国証券投資信託といいますが、①当該外国証券投資信託の受益証券が国外において公募されており、かつ、②国内において募集されていないことが要件となります。 他方、国外では、ファンドオブファンズやマスターフィーダー形式の証券投資信託などが主流を占めておりますが、これらにおいては振替国債等を購入する外国証券投資信託（マスターファンド）は公募されず、その受益証券を購入する外国証券投資信託（フィーダーファンド）が公募されるため、マスターファンドは上述の要件①を形式的に満たさず、非課税の適用を受けられません。 また、外国証券投資信託の受益証券が国内で募集されている場合でも、金融商品取引業者に取引口座を開設する限り、当該受益証券の分配金に対する源泉徴収を通じて税の捕捉ができるため、課税上弊害はないと考えられますが、上述の要件②により国内で募集されている外国証券投資信託は、非課税の適用を受けられません。 さらに、私募形式の外国証券投資信託でも、当該投資家が非居住者であることが証明できる限り、課税上弊害はないと考えられますが、そのような外国証券投資信託についても上述の要件により、非課税の適用を受けられません。 このため、非居住者等による振替国債等の保有を促進する観点から、以上のような適格外国証券投資信託についても振替国債等の利子に係る非課税措置を講じていただくよう要望いたします。

v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	同上（「iv」）。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	相続・贈与に係る税制措置
【御意見の内容】	
i) 種別	☒ ①新しい税制措置に係るもの ☐ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☒ ①国税（税目：相続税、贈与税） ☐ ②地方税（税目： ）
iii) 関係法律条項	相続税法 22 条など
iv) 御意見の詳細	高齢者から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の 70%相当額」、「課税時期から起算して 1 年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	わが国の個人金融資産の保有状況を年齢別でみると、60 歳以上の高齢者が全体の約 6 割を保有し、株式、株式投資信託では、実に 7 割超を保有しています。一方で若年層ほど少ないという傾向があります。若年層は、投資運用ニーズはあったとしても、住宅ローンや子供の教育費などの負担により、投資にまわす余裕資金は少ないという状況が一般的です。 このように高齢者に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転する施策を講じることにより、既存の資産の有効活用による経済活動の活性化が期待されます。 また、現在、上場株式等の贈与・相続が行われる場合の評価については、課税時期の最終価格などで評価が行われることから、実際に相続税の納付までの間に大幅に株価が下落した場合には、受贈者が予想しない過度な負担が生じるとの指摘もあります。高齢者から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する一環として、相続・贈与に関し、上記の施策について検討することが考えられます。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	・ 高齢者に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転する施策を講じることにより、既存の資産の有効活用による経済活動の活性化が期待されます。 ・ 実際に相続税の納付までの間に大幅に株価が下落した場合に、受

	贈者が予想しない過度な負担をなくすことにより、安心して投資ができる環境が整備されます。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	不動産投資法人による不動産の取得にかかる登録免許税の軽減措置を恒久化又は延長すること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：登録免許税） ②地方税（税目： ）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第 83 条の 3 第 2 項、第 3 項
iv) 御意見の詳細	投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき設定・運用されている不動産投資法人等が、資産運用の一環として実物不動産を取得する際に設けられている所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置を恒久化し、不動産投資法人等の実物不動産に係る取得コストを軽減する。
v) 措置を必要とする期間	軽減措置の恒久化
vi) 理由（必要性・妥当性）	不動産投資法人等は投資家に対して伝統的な有価証券投資以外の投資対象を提供する国民経済的にも重要な金融商品であり、市場規模の拡大に政策支援を行うことは妥当である。加えて、不動産投資法人等について運営コストの低減を図ることは、投資者への利益配当額の増加をもたらす等、これを介した実物不動産への資金流入効果がある。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	（税収の減収見込額） 50 億円程度 平成 20 年、1 年間の不動産投資法人の実物不動産の取得額から推計
viii) その他参考となる事項	

＜御意見＞

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	非居住者・外国法人の不動産関連株式（不動産投資証券を含む）への投資に係る譲渡所得課税を緩和すること
【御意見の内容】	
i) 種別	☒ ①新しい税制措置に係るもの ☐ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☒ ①国税（税目：所得税、法人税） ☐ ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	所得税法施行令第 291 条第 1 項第 4 号、同条第 8 項 法人税法施行令第 187 条第 1 項第 4 号、同条第 8 項
iv) 御意見の詳細	現状、資産の過半を不動産等で構成されている企業等が発行する株式等に係る取引から生じる譲渡益に対する課税については、非居住者・外国法人であっても日本国内で一旦、源泉徴収されています。一方で、これ以外の株式等の譲渡益は非居住者・外国法人の場合に源泉徴収を免除されています。 金融商品取引所に上場して取引されている株式等（不動産投資証券を含む）については、非居住者・外国法人が取引をした場合であっても、これに係る譲渡益について国内での源泉徴収を免除していただきたい。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	諸外国の例を見ても、上場株式等（不動産投資証券を含む）に係る譲渡所得については、特に先進国において発生国での課税を免除し、居住国での課税されることが一般的であります。諸外国からの投資を促進する観点から、非居住者・外国法人にとりより容易に投資することを可能とすることが妥当であると考えます。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	非居住者・外国法人からの投資が増加することが期待されます。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	特定目的会社の配当金等を損金算入するために必要となる、特定社債の国内募集要件を撤廃すること
【御意見の内容】	
i) 種別	☐ ①新しい税制措置に係るもの ☒ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☐ ①国税（税目：法人税） ☐ ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第67条の14第1項第1号
iv) 御意見の詳細	現行税法上、特定目的会社が支払う配当金等に係る損金算入が認められるための要件のひとつとして、当該特定目的会社が発行をした特定社債の募集が主として国内で行われる必要があります。 しかしながら、長期のリスクマネー提供が可能である投資家には海外の機関投資家が多く、上述の現行税法の制約からこうした投資家からの資金提供は限定的であり、結果的に国内の投資家から提供される比較的短期の資金調達に頼らざるを得ない状況が生じております。 資産流動化を目的とするベークルである特定目的会社が特定社債の発行によって資産購入の資金調達を行うに当たり、現行税法の制約から比較的短期の資金調達しかできないということは、一過的な流動性の欠落という市場の状況等によってスキームの破綻を生じさせるリスクを高めてしまうと考えられます。このため、特定社債の国内募集要件を撤廃することを要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	同上（「iv」）。
viii) その他参考となる事項	

＜御意見＞

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	マザーファンドについて、受益証券の不所持制度を利用した場合であっても所得税法施行規則第 72 条の 4 における税額控除の適用を受けられることを明確化すること
【御意見の内容】	
i) 種別	☐ ①新しい税制措置に係るもの ☒ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☐ ①国税（税目：所得税） ☐ ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	所得税法施行規則第 72 条の 4
iv) 御意見の詳細	ベビー・マザー形態を採用している投資信託について、マザーファンドについて、受益証券の不所持制度を利用している場合であっても、税額控除の適用が受けられることは条理上の当然のことであると思われますが、これについて、より容易に理解できるよう文言の修正等を行うことが適当であると考えます。
v) 措置を必要とする期間	恒久化
vi) 理由（必要性・妥当性）	条文の運用について、広く一般に正しい認識を持つことは重要であり、この観点から当該条文についても、より理解を容易なものとするのが適当であると考えます。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	条文の考え方等について、正しい認識が浸透することが期待されます。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	1. 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること 2. 確定拠出年金制度について、制度上企業型における従業員拠出を認め、税制上の措置を講じること 3. 年間の拠出額の水準を引き上げること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：法人税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	法人税法第 8 条、租税特別措置法第 68 条の 4
iv) 御意見の詳細	現在、我が国では、少子・高齢化が急速に進展しており、公的年金制度の改革論議が盛んに行われております。こうした状況の中、国民の老後の生活を安定させるためには、公的年金制度と私的年金制度の相互補完による所得確保がますます重要な政策課題となっております。 その施策の一環として、平成 13 年 10 月に確定拠出年金制度が導入されましたが、同制度は企業型において採用が除々に増えるなどの傾向が伺えるものの、個人型を含め未だ十分に普及されたものになったとはいえません。 平成 21 年度税制改正において、拠出限度額の引上げ（注）が措置されておりますが、同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能し、広く国民に普及された制度となるよう、拠出限度額については、老後の所得を保障するために十分な額が確保できる水準となるまで更なる引上げを要望いたします。 また、年金資産の運用コストを引き下げる観点から、現在凍結されている積立金に対する特別法人税を撤廃することを併せて要望いたします。 さらに、企業型は会社による掛け金の拠出のみであり、個人である従業員がこれに上乗せすることはできませんが、厚みのある証券市場や老後に備えた資産形成を後押しする観点からこれを認め、税制上の措置も併せて講じられるよう要望いたします。 （注 1）企業型（他に企業年金がない場合）については「月額 4.6

	万円（年額 55.2 万円）」から「月額 5.1 万円（年額 61.2 万円）」に、企業型（他に企業年金がある場合）については「月額 2.3 万円（年額 27.6 万円）」から「月額 2.55 万円（年額 30.6 万円）」に、個人型（企業年金がない場合）については「月額 1.8 万円（年額 21.6 万円）」から「月額 2.3 万円（年額 27.6 万円）」に、それぞれ引き上げられています。 （注 2） 題目の 2 については、「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が先の国会に提出されましたが審議未了により廃案となっております。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	以下に掲げる有価証券について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること ① 特別口座で管理される上場株式等及び担保権解除等で返還される上場株式等 ② 担保設定等により担保設定者が開設する特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託（担保権解除前に一部が処分されている場合も含む。） ③ 非上場会社の株主に対して、合併・株式交換等により交付された既上場会社の株式 ④ 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式等 ⑤ 株式給付信託（日本版E S O P）により取得した上場株式等
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2、同令附則第 12 条
iv) 御意見の詳細	① 特別口座で管理される上場株式等及び担保権解除等で返還される上場株式等 株主が手元で保管する上場株券等などのいわゆるタンス株の特定口座への受入れは、平成 21 年 5 月 31 日をもって廃止されております。 平成 21 年 6 月以降、証券会社に口座を開設し、当該証券会社に口座に受け入れていない株式については、発行会社が株式名簿管理人に開設する口座である特別口座に受け入れておりますが、当該特別口座に受け入れた上場株式については、取引報告書その他の書類（取得日・取得価額を証する書類、取得日を証する書類）がある場合であっても、特定口座への受け入れができない状況にあります。 また、株券電子化前に担保設定がなされた上場株式等（通常は担保権者が占有している）が、その担保権が解除等されて返還される場合でも、特定口座への受け入れができないこととなっております。 このため、これらの上場株式等については、特定口座の利便性に

資する観点から、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを要望いたします。

- ② 担保設定等により担保設定者が開設する特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託（担保権解除前に一部が処分されている場合も含む。）

株券電子化後は、上場株式等の現物株券等を差し入れる方法による担保設定等ができなくなり、証券会社等の取引口座を通じた担保設定等が必要となります。

担保設定等により特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託について、特定口座への再受入れができない場合には、特定口座利用者の利便性を損なうとともに、上場株式等の担保利用に対する阻害要因となる懸念があることから、一定の要件のもとに、特定口座への再受入れ（一部が処分されている場合も含む。）を可能とする措置を講じることを要望いたします。

- ③ 非上場会社の株主に対して、合併・株式交換等により交付された既上場会社の株式

上場会社と非上場会社が合併、株式交換又は株式移転を行うことにより、非上場会社の株主が既に上場している会社の株式の交付を受ける場合があります。

平成 21 年 5 月 31 日までの間においては、こうした株主が交付を受けた上場株式を一定の要件の下に特例上場株式等として特定口座に受け入れることが可能でしたが、現行税法上、こうした非上場会社の株主が交付を受けた上場株式を特定口座へ受け入れることができません。

このため、合併、株式交換又は株式移転により非上場会社の株主が交付を受ける既上場会社の株式について、一定の要件の下で特定口座への受入れを可能とする措置を講じることを要望いたします。

- ④ 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式等

ストックオプション制度とは、発行会社が取締役や従業員等（以下、「取締役等」といいます。）に対して、予め定められた価額（権利行使価額）で発行会社の株式を取得することのできる権利を付与し、当該取締役等は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、発行会社の株式を取得し、売却することにより、株価上昇分の報酬が得られるという一種の報酬制度です。

当該取締役等が発行会社との間で締結した契約により与えられた、租税特別措置第 29 条の 2 の規定の適用を受けた一定の要件を満たす新株予約権等を当該契約に従って行使することにより取得した上場株式（以下、「適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式」といいます。）を取得した場合には、当該適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式の権利行使価格と当該権利行使をした日の当該上場株式の時価との差額にかかる経済的利益については、所得税を課さない措置が講じられております。当該適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式については、同法の規定により上場株式等に該当する場合であっても、特定口座に受け入れることはできない措置が講じられております。

一方、適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式に係る経済的利益について、非課税の適用を受けないで取得した上場株式（以下、「非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式」といいます。）については、平成 21 年 5 月 31 日までの間は、特例上場株式等の特定口座への受入れ制度の適用を受けて、特定口座に受け入れておりました。しかし、当該制度が、平成 21 年 5 月 31 日に廃止したことを受けて、当該非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式については、特定口座に受け入れることができなくなりました。

このため、現在、当該非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式は、その上場株式等に係る経済的利益について非課税の適用を受けていないにも関わらず、特定口座に受け入れることができません。

つきましては、当該非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式について、一定の要件の下、特定口座への受入れを可能とする措置を講じることを要望いたします。

⑤ 株式給付信託（日本版 E S O P）により取得した上場株式等

E S O P（Employee Stock Ownership Plan）とは、米国において広く普及している自社株式を活用した一般従業員向け報酬制度の 1 つです。これまで、わが国では、従業員の福利厚生や勤労意欲の向上等を目的に、「従業員持株会制度」が広く普及していますが、その取引形態等の特性から、従業員持株会制度による経済的效果は限定的であるとの指摘がなされているところであります。

これを受けて、平成 20 年 11 月 17 日に経済産業省より「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」が公表され、当該株式給付信託

	（日本版E S O P）に係る現行法制度下における会計処理などの論点について概ね整理されたことを受けまして、多くの企業では福利厚生や勤労意欲の向上等を目的に、当該E S O Pを導入又は導入を検討し始めております。 しかし、現在、当該E S O Pにより取得した上場株式等については、特定口座に受け入れることができません。 従業員の福利厚生や勤労意欲の向上の目的のために、多くの企業で導入又は導入を検討し始めている当該E S O Pにより取得した上場株式等を特定口座に受け入れられる措置が講じられることにより、当該E S O Pの普及が期待されるところであります。 つきましては、株式給付信託（日本版E S O P）により取得した上場株式等について、特定口座への受入を可能とする措置を講じることを要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	・ 個人投資家による特定口座の利便性向上及び納税事務の簡素化に繋がります。 ・ 税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長すること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第9条の6
iv) 御意見の詳細	自己株式の取得時において、取得に応じた株主が受け取った対価については、税務上、譲渡損益として整理されることが妥当であるほか、みなし配当所得とされた場合において大口株主等の通知義務の履行など実務上の対応が困難と考えられるため要望するものです。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	1. 個人投資家の納税事務の利便性向上 本免除措置がない場合、応募株主は、みなし配当額及びみなし譲渡損益を計算する場合には、非常に煩雑かつ難解な計算（計算例はviii参照）を強いることになります。また、個人投資家の一般的な感覚としては、自己株式の公開買付けに対する応募＝売却といった認識が強いと考えられるため、みなし配当課税が生じるという考え方が理解されにくいと考えられます。 本免除措置の恒久化又は延長は、個人投資家による納税事務の簡素化に資するものと考えられます。 2. 我が国企業の資本政策手段確保の観点 本免除措置がない場合、発行会社には税法上大口株主等の通知義務が課せられることになりますが、実務上、当該義務を履行することは困難であるため、自己株式の公開買付けという発行会社の資本政策が事実上消滅する可能性が高いと考えられます。 本免除措置の恒久化又は延長は、発行会社の資本政策の手段の確保、ひいては我が国市場及び企業の競争力強化の観点からも効果が

	あるものと考えます。
viii) その他参考となる事項	1. 自己株式の公開買付けには、次のようなメリットがあります。 みなし配当課税免除措置が講じられない場合には、実務上、自己株式の公開買付けが利用されなくなる可能性があります。 ① 大量の株式を買い付ける際に、売買高が少ない銘柄の場合、市場買付けでは短期間に必要株式数が集まりませんが、自己株式の公開買付けではそれが可能となります。 ② 市場において大量に株式を買い付ける場合、株価が急激に乱高下することが多いと考えられますが、その際、相場操縦やインサイダー取引の疑義が生じる可能性があります。自己株式の公開買付けはこの問題を回避できると考えられます。 ③ 市場において大量の株式を買い付ける場合、株価が急激に乱高下することが多いと考えられますが、コスト的に見ても自己株式の公開買付けによる方が、結果的には低い価格での買付けが可能なが多いと考えられます。 2. 過去の自己株式の公開買付けの実績 2006年…13社 473億円 2007年…15社 346億円 2008年…12社 793億円 3. 自己株式の公開買付けに係る計算事例 〈例〉公開買付価格…200万円、取得価額…100万円、 資本金等の額…50万円 【現行の税法：譲渡所得扱い】 $\text{交付金銭}(200\text{万円}) - \text{取得価額}(100\text{万円}) = 100\text{万円}$ 【特例が廃止⇒みなし配当所得及び譲渡所得が発生】 1. みなし配当所得 $\text{交付金銭}(200\text{万円}) - \text{資本金等の額}(50\text{万円})$ $= 150\text{万円}$ (15万円が源泉徴収される) 2. 譲渡所得（譲渡損失） $\text{譲渡対価の額 } 50\text{万円} (200\text{万円} - \text{みなし配当所得 } 150\text{万円})$ $- \text{取得価額 } 100\text{万円} = \blacktriangle 50\text{万円}$ 3. 損益通算（源泉徴収選択口座以外の口座を開設する者は確定申告が必要。） $1. (150\text{万円}) + 2. (\blacktriangle 50\text{万円}) = 100\text{万円}$ * 応募株主は、<u>みなし配当所得と譲渡所得を計算した後、損益通算に係る計算をする必要がある。みなし配当所得額は円未満の端数が発生すること</u>

	<u>が多く、その計算は複雑かつ難解。一般口座及び簡易申告口座を開設する投資者は、みなし配当で源泉徴収された金額を還付するためにこの複雑かつ難解な計算を行ったうえ、確定申告を行うことが必要。</u> 4. 平成 22 年 1 月から源泉徴収選択口座において上場株式等の配当と譲渡損の通算が可能となっておりますが、すべての自己株式の公開買付けに対する応募株主が特定口座で上場株式等を管理しているわけではありません。 ○平成 21 年 6 月末現在 源泉徴収選択口座数・・・13,103,094 口座 振替等口座数・・・・・・・25,489,909 口座
--	--

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	取得費特例（平成 13 年 9 月 30 日以前から引き続き所有していた上場株式等を平成 22 年 12 月 31 日までに譲渡した場合には、平成 13 年 10 月 1 日の終値等の 80%相当額を取得費として譲渡損益の確定申告を行うことが認められている。）の期限を恒久化又は延長すること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第 37 条の 11 の 2
iv) 御意見の詳細	本特例は、取得日及び取得価額を記載した書類を紛失した場合や、過去に相続等により株式を取得していた場合など取得価額を把握することが困難な場合に、個人投資家が申告手続き等の過度な負担を心配することなく、安心して継続投資することに資するという点に配慮すべきと考えられるため、要望するものです。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	1. 個人投資家による株式投資を敬遠させる懸念 相続で株式を取得した個人投資家にとって取得費を調査することは困難であるため、株式等の相続に不安を抱き、株式の保有を敬遠させる懸念があります。 また、多額の損失が発生する場合であったとしても、税法上、取得費の特定が困難な場合は売却代金の 95%が譲渡益とみなされるため（取得費が売却代金の 5%とみなされます。）、個人の証券投資に対する負担感を突然著しく大きくさせるとともに、個人投資家に証券投資及び証券税制等の制度に対する不信感・不満を惹起させることが懸念されます。 2. 市場に悪影響を及ぼす懸念 株式の取得費の特定が困難な個人投資家については、平成 22 年 12 月末までに株式を売却しなければ、上述のとおり、その収入金額の 95%がみなし譲渡益とされる問題が発生するため、次のような事態が発生し、市場への悪影響が懸念されます。 証券会社が個人投資家に対する制度の周知（みなし取得費特例の適用は平成 22 年 12 月末までの売却分であること等）を行う

	ことが、結果的に個人投資家の売りを促すことに繋がること。 ・ 取得費の特定が困難な個人投資家については、平成 22 年 12 月末までに株式を売却しなければ、その譲渡の対価の額の 95%がみなし譲渡益とされる問題が発生するため、それを回避するため期限切れに向けて売却が集中する可能性があること。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	同上（「iv）」「vi）」
viii) その他参考となる事項	○ みなし取得費特例を適用し売却する可能性のある株数 … 約 75 億株 cf. 上場会社の発行済株式総数…3,779 億株

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	内国法人が間接保有する特定外国子会社等から支払を受ける剰余金の配当等について益金不算入の対象とする等、外国子会社合算税制の見直しを行うこと
【御意見の内容】	
i) 種別	☐ ①新しい税制措置に係るもの ☒ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☐ ①国税（税目：法人税） ☐ ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第 66 条の 8 第 1 項、同条第 2 項
iv) 御意見の詳細	特定外国子会社等に該当する孫会社から海外子会社へ配当が行われる場合、平成 21 年度税制改正前においては、原則として支払配当を控除した後の留保所得に対して合算課税が行われ、例外として配当を受け取る海外子会社が配当軽減課税国の場合にのみ支払配当を控除しないで留保所得に対し課税をされておりました。しかしながら、平成 21 年度税制改正において、海外子会社が配当軽減課税国か否かにかかわらず、孫会社の支払配当控除前の所得が合算対象となりました。 他方で、平成 21 年度税制改正後において、海外子会社から内国法人が受ける配当については、原則として 95%が益金不算入となり、例外として内国法人が直接保有する海外子会社が過去 10 年以内にタックスヘイブン税制により合算課税が行われた金額（特定課税対象金額）がある場合にはその 5%相当額を益金不算入額に加算することにより実質的に 100%益金不算入としています。 特定外国子会社等に該当する孫会社から海外子会社へ配当が行われる場合、孫会社の所得がタックスヘイブン税制により一旦合算課税されますが、当該所得が海外子会社を経由して配当として内国法人へ還流する場合、当該孫会社から海外子会社が受け取る配当については海外子会社が特定外国子会社等に該当するか否かにかかわらず特定課税対象金額を構成しないことから、内国法人においては 100%益金不算入ではなく、95%益金不算入しかとれないこととなっています。 同じ所得に対し日本において二度法人税課税することを避けるため、孫会社以下の法人でタックスヘイブン税制により合算課税を受けた所得については、内国法人へ配当として還流した際に 95%益金不算入ではなく、100%益金不算入となるよう要望いたします。

	また、海外では期中の所得から配当を行うことを現地の会社法が許容している国々が存在しており、例えば、現地法人が受け取った配当所得を同日付で支払配当として支払うことが行われる場合があります。 仮に内国法人と特定外国子会社等に該当する海外子会社が同一の決算期を有しており、かつ、当該子会社が期中の所得から配当を日本に対し支払う場合、外国子会社からの配当益金不算入をとる事業年度が、現行税法上、合算課税が生じる事業年度に先行し、結果として配当の 5%部分については二重課税が生じることになる可能性があります（配当受領年度に受取配当が 95%益金不算入とされたうえで、翌事業年度に子会社の所得が 100%合算課税を受けるため。）。 このため、同じ所得に対し日本で二度法人税課税することを避けるため、子会社でタックスヘイブン税制により合算課税を受ける予定の所得から期中に配当がなされた場合には、100%益金不算入となるよう要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	同上（「iv」）。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	配当等の支払通知書等及び特定口座年間取引報告書の電子交付（PDF）書類のプリントアウト版を確定申告書の添付書類とすること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	所得税法第 225 条第 3 項、租税特別措置法第 8 条の 4 第 6 項、同法第 37 条の 11 の 3 第 8 項、租税特別措置法施行令第 4 条の 2 第 7 項
iv) 御意見の詳細	現在、金融商品取引業者が顧客に交付する特定口座年間取引報告書については、顧客の承諾を得て、当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を電磁的方法として PDF ファイル等により提供することができることとされています。また、金融商品取引業者が顧客に対して交付する上場株式配当等の支払通知書についても同様に電磁的方法として PDF ファイル等により提供することができることとされております。 しかし、現行税法上、確定申告を行う際に添付する特定口座年間取引報告書については、金融商品取引業者から顧客に交付された原本のみが認められており、当該電磁的方法により提供を受けた PDF ファイル等をプリントアウトして確定申告書に添付することは認められておりません。 顧客の利便性を向上させるため、顧客が自宅のプリンタ等で PDF ファイルをプリントアウトした「特定口座年間取引報告書」や「上場株式配当等の支払通知書」を確定申告書に添付する書類として認めていただくよう要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	本措置による税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	所得税法第 25 条第 1 項の規定による配当等とみなす金額にかかる 支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括 交付方式）することを可能とする措置を講じること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第 8 条の 4 第 5 項
iv) 御意見の詳細	平成 21 年度税制改正により、オープン型の証券投資信託の収益の 分配に係る配当等に係る支払通知書につき年間一括交付方式が認め られましたが、所得税法第 25 条第 1 項の規定による配当等とみなす 金額に係る支払通知書についても措置するよう要望いたします。
v) 措置を必要と する期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・ 妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待さ れる効果・税収 の減収見込額）	株式配当金やオープン型投信の収益分配金など、みなし配当以外 の所得に関する支払通知書は 1 年分をまとめて作成しているにもか かわらず、みなし配当の支払通知書のみ月次作成となるため投資家 にとってわかりにくいというえ、紛失等のリスクも年次作成に比べて高 いと考えられます。 みなし配当の支払通知書が年間一括方式となった場合、投資家に っては、他の所得に関する支払通知書とまとめて作成することが 可能となり、納税事務の効率化に寄与するものと考えます。 なお、本措置による税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考と なる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	特定口座年間取引報告書への源泉徴収選択口座内配当等に係る明細の記載の省略を認めること
【御意見の内容】	
i) 種別	☐ ①新しい税制措置に係るもの ☒ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☐ ①国税（税目：所得税） ☐ ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法施行規則第 18 条の 13 の 5
iv) 御意見の詳細	平成 22 年 1 月から源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等を受け入れることが可能となり、同年分の特定口座年間取引報告書には源泉徴収選択口座内配当等に係る明細を記載することが措置されました。 しかし、源泉徴収選択口座内配当等の詳細をすべて記載することで、例えば、毎月分配の投資信託や多数の上場株式等を保有する投資者にあっては、当該特定口座年間取引報告書の量が膨大になることがあり得るため、源泉徴収選択口座内配当等の明細の記載の省略を認めるよう措置することを要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	本措置による税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考となる事項	

＜御意見＞

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客について、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること
【御意見の内容】	
i) 種別	☐ ①新しい税制措置に係るもの ☒ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☐ ①国税（税目：所得税） ☐ ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項
iv) 御意見の詳細	年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客については、一定の場合を除き、確定申告を行うことはないので、顧客からの指示がない限り、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすることを要望する。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	本措置による税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	金融商品取引業者が顧客から提出を受ける税務上の各種届出書等に係る押印欄を削除する（押印を不要とする）こと 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	所得税法施行規則
iv) 御意見の詳細	平成 21 年 1 月 5 日実施の「株券電子化」により、国内上場株式の実質株主報告の際の印影管理が不要となることなど合理化が図られました。これにより証券会社においては、株式実務関係の書類以外の各種届出書等についても、押印欄を削除し、印影管理を不要とすることで、顧客の利便性向上あるいは証券会社の事務処理の合理化を図りたいとの声が高まっているため、要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	本措置による税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考となる事項	

＜御意見＞

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	金融商品取引業者が顧客から提出を受ける税務上の各種届出書等に係る用紙サイズの指定を撤廃すること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	所得税法施行規則
iv) 御意見の詳細	現在、税法上の各種届出書については用紙サイズが指定されているものがありますが（例えば特定口座年間取引報告書は A4 サイズ、支払調書は A6 サイズ）、当該用紙サイズの指定を撤廃することで、各種届出書作成における金融商品取引業者の事務処理等の合理化を図ることを可能にするために要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	本措置による税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	既に金融商品取引業者に対し税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって当該金融商品取引業者に対して過去に届出た内容（氏名及び住所）から変更がない場合には、本人確認書類の提示及び提出は不要とすること（但し、税法上の本人確認書類が既に提示されている場合に限る）
【御意見の内容】	
i) 種別	☐ ①新しい税制措置に係るもの ☒ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☐ ①国税（税目：所得税） ☐ ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	所得税法第 224 条、同法第 224 条の 2、同法第 224 条の 3、同法第 224 条の 4、同法第 224 条の 5、租税特別措置法第 8 条の 2 第 5 項、同法第 8 条の 3 第 7 項、同法第 9 条の 2 第 6 項、同法第 9 条の 3 の 2 第 5 項、同法第 9 条の 5 の 2 第 8 項
iv) 御意見の詳細	実務上、顧客が取引する金融商品取引業者の営業店を変更した場合、変更前の営業店で管理されていた顧客からの受入書類等は、変更後の営業店に引き継がれます。変更前の営業店で受け入れた告知書や本人確認書類の提示を受けて確認した情報についても、変更後の営業店に引き継がれるため、告知書の再受入れ及び本人確認書類の再受け入れの必要性はないと考えられます。例えば、特定口座を開設する際には告知（本人確認書類の提示及び提出を含みます。）が必要となりますが、同一金融商品取引業者における営業所の変更に際しては、改めて本人確認書類の提示及び提出は求められていません。 このため、金融商品取引業者に対して、既に顧客から税法上の告知（本人確認書類の提示及び提出を含みます。）を受けている場合であって、当該金融商品取引業者に過去に届け出た内容（氏名及び住所）に変更がないときは、改めて本人確認書類の提示及び提出は不要とすることを要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。

vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	本措置による税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	税法上の告知等において必要とされる本人確認書類の範囲につき、 犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一すること
【御意見の内容】	
i) 種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	①国税（税目：所得税） ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	所得税法第 224 条、同法第 224 条の 2、同法第 224 条の 3、同法第 224 条の 4、租税特別措置法第 8 条の 4 第 3 項、同法第 37 条の 11 の 3 第 11 項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条
iv) 御意見の詳細	現在、税法上の告知等において必要とされる本人確認書類については、収益犯罪移転防止法上の本人確認書類とは一致していない。例えば、証券取引に係る口座開設時の本人確認書類には、「療養手帳」が認められているが、株式投資信託の収益の分配の支払を受ける場合の告知に係る本人確認書類には、「療養手帳」が認められていない。この場合、証券取引に係る口座開設に係る本人確認書類とは別の税法上認められた本人確認書類を提示しなければならない。このように顧客にとって煩雑な手続を改善するために要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	本措置による税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所
題目	金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等につき、振替に係る業務を行う法人を支払の取扱者とする規定を削除すること
【御意見の内容】	
i) 種別	☐ ①新しい税制措置に係るもの ☒ ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii) 税目	☐ ①国税（税目：所得税） ☐ ②地方税（税目：）
iii) 関係法律条項	租税特別措置法施行令第4条の5第1項
iv) 御意見の詳細	金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等については、支払の取扱者が振替にかかる業務を行う法人とされていることから、金融商品取引業者で源泉徴収事務を行うことができず、源泉徴収選択口座の受入れの対象とすることができません。これにより、同じ国外株式であっても、金融商品取引所に上場されていない国外株式の配当等と取扱いが異なり、顧客に混乱を招くことが懸念されるため、支払の取扱者を国外株式の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理をする者とすることを要望いたします。
v) 措置を必要とする期間	恒久的な措置
vi) 理由（必要性・妥当性）	同上（「iv」）。
vii) 効果（期待される効果・税収の減収見込額）	本措置の税収の減収は見込んでおりません。
viii) その他参考となる事項	